

# エコアクション21 環境経営活動レポート

活動期間：2023年9月1日～2024年8月31日



2024年9月30日



株式会社 孝松工務店  
代表取締役 天倉剛一  
神奈川県厚木市岡田5-10-2



# 目 次

1. 会社概要・対象範囲
2. 環境経営方針
3. 組織と役割
4. 環境経営目標
5. 活動計画と実施状況
6. 取り組み活動結果と評価・次年度の取り組み
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無
8. 代表者による評価と見直し

# 1. 会社概要・対象範囲

## ■ 事業者名及び代表者名

株式会社 孝松工務店

代表取締役 天倉剛一

## ■ 所在地及び連絡先

〒243-0021 神奈川県厚木市岡田5-10-2

TEL 046(229)6211 FAX 046(229)6212

E-mail:info@takamatsu156.co.jp

## ■ 会社設立及び資本金

創業：昭和39年2月27日

資本金：2,000万円

## ■ 事業の内容及び規模

神奈川県知事許可第000156号

営業許可業種：土木工事、とび・土工工事、石工事、鋼構造物工事  
舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事

2023年度完成工事高：541,827千円

主な受注先:神奈川県・厚木市・清水建設(株)・日本道路(株)他

主な取引先:世紀東急工業(株)・神奈川県コンクリート製品協同組合他

従業員数:28名(男26名・女2名)

## ■ 環境管理責任者・担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者：齋藤宏美

E-mail:saitou@takamatsu156.co.jp

## 2.環境経営方針

### ■ 基本理念

近年、私たちをとりまく環境は地球温暖化や資源枯渇等の問題を否応なく認識せざるを得ないような状況になっています。

株式会社孝松工務店は創業以来、「仕事には忠実であれ」「仕事には厳しくあれ」「仕事には親切であれ」を社訓としてきましたが、さらに「地球には優しくあれ」を加えることで「環境への負荷低減」及び「建設業と地球環境の共生」を理念とした環境経営マネジメントシステムを構築し、全社員一丸となって環境問題を考え、出来ることから一つずつ環境の保全活動に取り組みます。

### ■ 行動計画

1. 事業活動に関する環境法令・規則及びその他の要求事項を遵守します
2. 廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを積極的に推進して排出量の抑制に努めます
3. 建設現場において、環境に配慮した機種選定及び施工方法を計画して施工します
4. エコドライブを実践し、排気ガス抑制と使用燃料の低減によるCO2削減に努めます
5. ゼロエミッション実現のため、電気自動車の導入を図ります
6. 電力使用量及び水資源使用量の削減につとめます。
7. 環境経営目標を定め、定期的に見直し、継続的改善活動に努めます
8. この環境経営方針は当社全従業員、取引企業に周知するとともに、環境レポートを公開します



制定日 平成23年3月1日

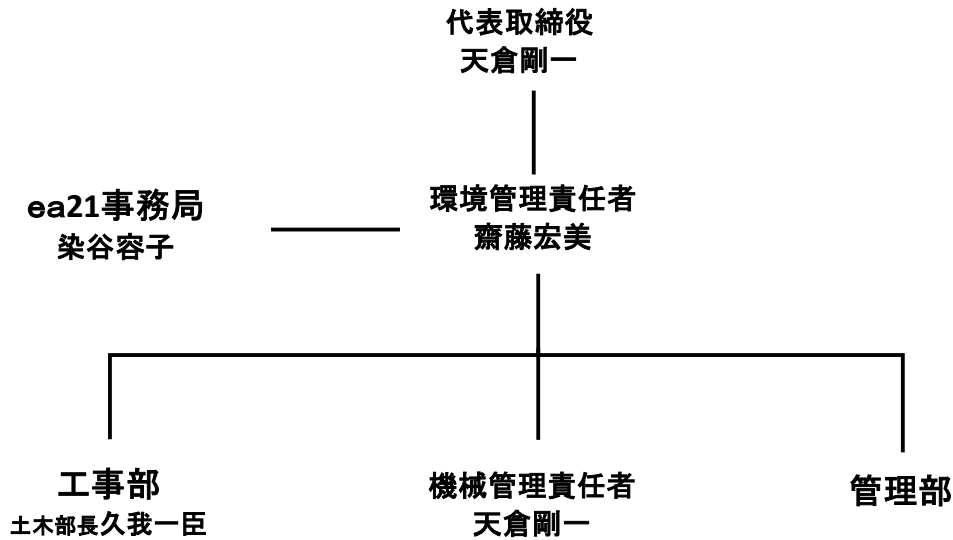
改訂日 令和 4年4月1日

株式会社孝松工務店

代表取締役 天倉剛一

### 3.組織と役割

#### ■エコアクション21 組織図



#### ■役割及び権限

役職	氏名	役割及び権限
代表	(代表取締役) 天倉剛一	①環境経営方針及び行動計画の決定 ②環境管理責任者の任命 ③環境経営マネジメントの構築、運営、維持に対する資源の準備 ④活動実績の評価及び見直し ⑤経営における課題とチャンスを整理し、明確にする ⑥実施体制の構築する
環境管理責任者	(事務長) 齋藤宏美	①環境経営マネジメントシステムの構築及び運用 ②運用実績の分析及び代表者への報告
ea21事務局	染谷容子	①電力、水道、燃料、廃棄物、グリーン購入等のデータ集計 ②ea21の文書、諸帳票の作成、保存
工務部	(工務部 土木部長) 久我一臣	①環境管理責任者を補佐する ②省エネルギー活動に関する教育及び訓練の実施
機械管理責任者	(機械管理責任者) 天倉剛一	①教育・訓練の実施 ②実施及び運用
管理部		③環境上の緊急事態への準備及び対応 ④その他
全従業員		①環境経営方針の理解及び環境問題の現状と環境への取組の重要性の自覚 ②自らの役割及び実施しなければならない取組・責任の認識

## 4.環境経営目標

環境目標	基準(実績)		中期目標			主な改善活動
	2020~2022年度		2023年度	2024年度	2025年度	
	通年					
1.二酸化炭素の排出量	141,714kg-CO <sub>2</sub>		134,628kg-CO <sub>2</sub>	133,211kg-CO <sub>2</sub>	131,794kg-CO <sub>2</sub>	
1.1電力使用量の削減(事務所)	27,866kWh		26,472kWh	26,194kWh	25,915kWh	室温管理徹底
1 使用量の削減 2 車両燃料 3 ガソリン(自動車) 4 軽油(重機)	7,888L		7,493L	7,414L	7,335L	エコドライブ推進
	41,925L		39,828L	39,409L	38,990L	低燃費重機の導入
	合計 49,813L		47,321L	46,823L	46,325L	
2 廃棄物の削減	事務所	(一般廃棄物) 0.39t	15%削減 0.33t	15%削減 0.33t	15%削減 0.33t	分別の細分化 リサイクル率の向上
3 再資源化率の向上	現場	(対全建設廃棄物排出量) 85%	4%増加 89%	4%増加 89%	4%増加 89%	リサイクル法の遵守 再資源化資材の確認
4 水の削減	事務所	39m <sup>3</sup>	10%削減 35.1 m <sup>3</sup>	10%削減 35.1 m <sup>3</sup>	10%削減 35.1 m <sup>3</sup>	漏水のチェック
6 グリーン購入の拡大	事務所	グリーン化率 56%	3%増加 55%	4%増加 54%	5%増加 53%	エコマーク商品の購入
7 環境配慮施工の増加	現場	環境配慮施工の売上高構成比 83%	3%増加 85%	4%増加 86%	5%増加 87%	低騒音低振動化の促進 低燃費重機の導入
注(1)購入電力のCO <sub>2</sub> 排出係数:0.505kg-CO <sub>2</sub> /kWh 注(2)グリーン用品(資材)購入額/全用品(資材)購入額 ×100(%) 注(3)化学物質は一切使用していません						

## 5.環境経営活動計画・実施状況評価

承認	作成
2024年9月30日	2024年9月30日
齋藤	染谷

基準年度:2020~2022年度 評価 ○:達成 ×:未達

NO.	年度目標 (2023年度)	施策	責任者	2023年				2024年				合計			
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		5月	6月	7月
1.1	電力使用量の削減 (事務所)  5%削減('20~'22平均比) 26,472kWh	・LED照明 8か所 点検 ・パソコン管理(電源Off)の適正化 ・エアコン温度設定最適化 ・ソーラーパネル導入後の管理	管理 責任者	←→				←→							
		計画電力使用量		6,600				6,600				26,472			
		実績電力使用量	5,370	5,721	6,215	6,890	7,367	7,604	1,074	633	610	816	1,224	1,350	44,874
		同 累計	5,370	11,091	17,306	6,890	14,257	21,861	1,074	1,707	2,317	816	2,040	3,390	
			評価	×				○				×			
1.2	自動車燃料使用量の削減 (ガソリン)  5%削減('20~'22平均比) 7,493L	・アイドリングストップの実行 ・車輪別タイヤ空気圧管理 ・電気自動車の導入	管理 責任者	←→				←→							
		計画燃料使用量		1,870				1,870				7,493			
		実績燃料使用量	683	650	717	527	562	703	690	503	472	798	1068	617	7,990
		同 累計	683	1333	2,050	527	1089	1,792	690	1193	1665	798	1866	2,483	
			評価	×				○				×			
	重機燃料使用量の削減 (軽油)  5%削減('20~'22平均比) 39,828L	・アイドリングストップの実行 ・低燃費重機の採用	管理 責任者	←→				←→							
		計画燃料使用量		9,900				9,900				39,828			
		実績燃料使用量	3,422	3,522	3,489	3,295	3,519	2,566	3,540	2,469	1,343	1,478	2,064	1,610	32,317
		同 累計	3,422	6,944	10,433	3,295	6,814	9,380	3,540	6,009	7,352	1,478	3,542	5,152	
			評価	×				○				○			
	車両燃料使用量の削減 (合計)  5%削減('20~'22平均比) 47,321L	計画燃料使用量		12,450				12,450				47,321			
		実績燃料使用量	4,105	4,172	4,206	3,822	4,081	3,269	4,230	2,972	1,815	2,276	3,132	2,227	40,307
		同 累計	4,105	8,277	12,483	3,822	7,903	11,172	4,230	7,202	9,017	2,276	5,408	7,635	
		評価		×				○				○			
2	廃棄物排出量の削減 (事務所)  5%削減('20~'22平均比) 376kg	・一般廃棄物の分別 ・紙類のリサイクル先探す	管理 責任者	←→				←→							
		計画排出量		94.0				94.0				376			
		実績排出量	74.2	34.14	17.94	82.38	12.6	43.58	18.12	107.74	14.76	74.3	25.1	20.4	525
		同 累計	74.2	108.34	126.28	82.38	94.98	138.56	18.12	125.86	140.62	74.3	99.4	119.8	
			評価	×				×				×			
3	再資源化率の向上 (現場)  対全建設廃棄物排出量 89%	・分別の細分化 ・分別の徹底	管理 責任者	←→				←→							
		計画再資源化率(%)		89%				89%				89%			
		実績再資源化率(%)		97%				99%				99%			
		評価		○				○				○			
4	水資源投入量の削減 (事務所)  35.1m3	・節水コマの取り付け ・元栓絞込み調整 ・配管水漏れチェック	管理 責任者	←→				←→							
		計画使用量		9				9				35.1			
		実績水使用量	3.0	3.0	3.5	3.5	5.5	5.5	5.0	5.0	3.0	3.0	3.5	3.5	47.0
		同 累計	3	6	9.5	3.5	9.0	14.5	5	10	13	3.0	6.5	10.0	
			評価	×				×				×			
5	グリーン購入の拡大 (事務所)  購入率3%増 55%	・前年度用品類購入リスト作成 ・エコマーク品購入候補選定 ・予算化案提案	管理 責任者	←→				←→							
		計画購入率		55%				55%				55%			
		実績購入率		64%				80%				73%			
		評価		○				○				○			
6	環境配慮施工の売上増 (現場)  売上高構成比85%	・対象環境配慮施工の特定 ・環境配慮型機械の選定	管理 責任者	←→				←→							
		総売上高(万円)		12,203				15,131				85%			
		実績売上高(万円)	12,203	100%	15,131	100%	27,412	100%	19,657	100%	74,403				
		評価		○				○				○			
NO.	評価・確認 月日	評価・確認事項(定期、臨時)	評価・確認結果、コメント、是正処置等												
1	2023年11月30日	定期	人員の増加により使用車両が増え、現場の燃料(ガソリン)の使用量が増加し評価を下げている。 エコドライブ意識の徹底をはかりたい。												
2	2024年2月29日	定期	河川改修工事(11月~3月)は重機を使用した掘削土工が多い為、重機の稼働時間が大幅に増加している。												
3	2024年5月31日	定期	エアコンの温度設定に加え、窓を開けての空調調節をすることにより効果が出た。												
4	2024年8月30日	定期	働き方改革により、水の配達に従業員による配達から宅配業者による配送に変わった為、容器が回収されず、梱包材のダンボール・使用済のペットボトルを廃棄する事になった為、ゴミの量が増加した。												

## 6. 環境経営活動評価書

承認	作成
2024年9月30日	2024年9月30日
齋藤	染谷

担当者記入 環境管理責任者記入 環境管理責任者記入 環境管理責任者記入

NO.	推進項目	サイト	活動期間目標	結果確認	評価	達成の要因/未達成の原因	未達成の場合の是正措置・予防処置		
1	二酸化炭素排出量		123,247kg-CO <sub>2</sub>	116,032kg-CO <sub>2</sub>	○				
1.1	電気使用量の削減 (二酸化炭素排出量削減)	事務所	26,472kWh	44,874kWh	×	事務所面積が旧事務所より拡大したことにより電力の使用量が増加した。また、夜間工事の受注に伴い、電気使用量が増加した。	事務所移転に伴い、ソーラーパネルを導入したが、事務所面積が倍になった為、電気使用量を抑制することができなかった。換気扇を退社時止める等来期削減につながるよう努める。		
1.2	車両燃料の削減 (二酸化炭素排出量削減)	ガソリン 軽油 合計	7,493 L 39,828 L 47,321 L	7,990L 32,317L 40,307L	×	○	○	土木・舗装工事の受注の関係で、ダンプ・重機の燃料である軽油の使用量が減少したため今回はトータルでは達成。	使用重機には低公害・低燃費車両を導入する。
2	廃棄物排出量の削減	事務所	376 kg	525kg	×	熱中症対策による飲料購入によるダンボールの増加および、ミネラルウォーターの補充方法が容器充填交換→ペットボトルに変更になった分増加となった。	社内文書等は裏紙を使用し、PDFでの保管に切り替える等今後も削減を継続していくが、環境や労働環境の変化により、データが落ちるまでは削減が難しい状況にある。		
3	再資源化率向上	現場	対全建設廃棄物排出量 89%	98.5%	○	アスファルト殻やコンクリート殻の構成比率が高く、再資源化率が向上した。	アスファルトやコンクリート以外の廃材に関しても分別を徹底し、再資源化率の維持に努める。		
4	水資源投入量の削減に関わる取組整備	事務所	35.1m <sup>3</sup>	47m <sup>3</sup>	×	人員増加により増加した。	工事受注に連動し、季節労働者や人員増加による増加が要因ではあるが、水資源削減に積極的に努める。		
5	グリーン購入の拡大	事務所	55%	70%	○	グリーン商品を優先して購入するよう心掛けていた。	引き続きグリーン商品を購入していきたい。		
6	環境配慮施工売上増	事務所	環境配慮施工総売上高構成比 85%	100%	○	重機関係はほぼリースになっているため、排出ガス対策対応型を導入している為。	引き続き排出ガス対策対応型の建設機械を使用していく。		

報告手順:

担当者が結果確認記入→責任者(環境管理責任者)が評価・原因究明・是正・対応策記入→代表者



## 7.次年度以降の取り組みについて

### 全体の取り組み

活動開始から10年半が経過し、目標達成に向け様々な対策を検討していく中で、従業員一人一人が自然とCO2削減に繋がるものを選定していくようになりました。様々な社会情勢により、電気料金や燃料価格の高騰など、全体的にコストが上がる中で、「人の手による省エネ」「設備更新や省エネ設備の導入」などのアプローチ方法を取り入れ、身近にできる定期的な点検で無駄を防ぐなど、積極的にCO2削減を目指し、歩みを止めることなく着実に一歩一歩進んでいくことが、長期的に取り組んでいくために重要と考えておりますので、引き続き今後も会社全体で活動に取り組んで参ります。

### 電力使用量について

事務所移転に伴いソーラーパネルの設置や全照明をLEDにしたことにより、削減が見込まれたが、旧事務所との面積比がほぼ倍となり、思っていた以上に増加してしまっただけに加え、夜間工事の受注により昼・夜稼働により、なかなか削減が難しい環境ですが、こまめに換気扇の電源を切ることや、エアコン温度設定を上げて扇風機を使用する等、引き続き電力使用量の削減に努めます。

### 燃料使用量について

通勤車両の不足が生じ、現場作業で使用していたダンプカーを通勤用に使用していた為、軽油の使用量が増加していましたが、新型コロナウイルスの5類引き下げに伴い、使用を中止しましたが、重機を使用する工事の受注関係により、今期は軽油使用量が減少しました。今後とも、アイドリングストップ、エコ運転の周知徹底を図ります。

### 廃棄物の削減について

人員増加、熱中症対策飲料購入によるダンボール量増加および、働き方改革対策でミネラルウォーターの補充方法が、営業担当者による容器充填交換方法からペットボトル配送方法に変わった為、ペットボトルゴミ増加により大幅に増加してしまいました。温暖化対策や、労働環境変化により増加はやむ負えない状況ではあるが、引き続きゴミの減量に努めます。

### 再資源化率の向上について

再生資源であるアスファルト殻やコンクリート殻が、発生した産業廃棄物に占める割合の高い工事が多かったため全体の実績に反映されました。梱包材等の分別回収も現場ごとに行っているため、廃棄物の割合を下げています。工事の特性によって再資源化率が変動しますが、出来ることはすべてやる姿勢で活動を続けます。

### 水資源投入量の削減

事務所移転に伴い自動水栓を導入した事で、昨年度は目標を達成することが出来ましたが、人員増加および、夜間工事受注に伴い、昼・夜稼働による増加により今年度は残念ながら削減できませんでしたが、引き続き削減に努めます。

### グリーン購入の拡大について

事務所における物品はグリーン対象のものを優先して購入し、環境負担の低減に努めている業者から購入することを心掛け、今後も同様の施策で対応していきます。

### 環境配慮施工の増加について

今年度下請け工事に於いて、清水建設の施工現場で環境ISOに基づいた施工により良好でした。その他民間工事に於いては、環境配慮施工の明記がされていないものも多く、障害となつてはいるが、環境配慮型建設機械を使用していくことで目標達成に繋げていきます。



関係法規等	規制内容	適用される設備・項目	点検・測定 頻度・実施 時期など	届出・報告等				関連部門	遵守状況		
				許可	届出	報告	届出先		確認	評価	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理票交付(法十二条の三第三項、則八条の20～21) B2,D,E票の保管(5年間)</li> <li>交付した管理票の控えを、運搬委託者から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること(則第八条の二十 六)</li> <li>B2,D票90日、E票180日以内に返送されない場合は30日以内に知事に報告</li> </ul>	産業廃棄物	管理票のB2,D,E票が期日を過ぎた場合				知事	工務部	モニタリング伝票	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出(法十二条の3 6項 環境省による)</li> </ul>	産業廃棄物	6月末まで				知事	工務部	報告書	○	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>注:【一般廃棄物】</li> <li>定義(法:二条2) 一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいう</li> <li>注:【産業廃棄物】</li> <li>定義(法:二条4 令:二条一) 産業廃棄物とは次の廃棄物をいう①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず(建設業等に属するもの)⑧木くず(建設業等に属するもの)⑨繊維くず(建設業等に属するもの)⑩動物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラス、コンクリート、陶磁器くず⑭鉱さい⑮コンクリート破片等⑯動物のふん⑰動物の死体⑱いんご⑲中間処理物(①～⑳までのものを処分するために処理したもの)</li> <li>注:【特別管理産業廃棄物】</li> <li>定義(法:二条5 令:二条四 規:一条二) 特別管理産業廃棄物とは産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの ①廃油②廃酸③廃アルカリ④感染性産業廃棄物 ⑤特定有害産業廃棄物</li> </ul>										
厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、当該廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</li> <li>事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。</li> </ul>	事業系ごみ						総務部	伝票	○	
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制基準の設定 都道府県知事(法第四条)</li> <li>特定建設作業の実施の届出(第十四条) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日七日前までに、環境省で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 建設工場の名称及び発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> <li>騒音の測定 指定地域について 市町村長(法第二十一条の二)</li> <li>注:感覚公害と言われる未然予防が重要。測定は事業者の義務ではないが、遵守状況確認のため事業者による確認が必要</li> <li>特定建設作業(施工令第二条) 法第二条第三項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。</li> <li>特定建設作業の実施の届出(施工規則第十条) 法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。 二 法第十四条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 建設工場の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> </ul>	ブレーカー・さく岩機・低騒音型を除く重機	施工計画時	○			市長	工務部	届出書	○	
								市長		○	
								市長	工務部	届出書	○
								市長	工務部	届出書	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の責務(第四条) 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</li> <li>窒素酸化物排出基準等(第十二条) 環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況を含む。)、第七十七条において同じ。)等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。)にあっては窒素酸化物の・・・</li> </ul>	乗用車・ダンプトラック等	購入時					総務部	車検証	○	
									総務部	車検証	○
地球温暖化対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の責務(法第五条) 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。</li> </ul>	運行車両の燃費管理	随時					総務部	Recoo	○	
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民、民間団体等の責務(法第四条) 国民、民間団体等は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)の践行、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるとする。</li> </ul>	加入団体による環境保全活動への参加等	随時								
建設業法 [1949/5・2008/5]	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業の許可 5年毎に更新(法三条) 除外:建築一式工事 1500万円未満、150平方メートル未満、建築一式工事以外 500万円未満(台1条の2)</li> <li>標識の掲示 店舗及び建設現場ごと 許可を受けた区分による建設業の名称 他(法四+条)</li> </ul>	建設業許可	更新時	○			知事	総務部	許可証	○	
										許可票	○
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オロード法)[2005.5.25・2006年4月1日施行]	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用フォークリフト、建設用ブルドーザ、トラクタショベル、農耕用トラクタ等の特定特殊自動車の使用者は、原則として「基準適合表示」又は「少数特例表示」の付いたものでなければ使用することができません。</li> <li>目的:公道を走行しない特定特殊自動車に対する排出ガス規制 規制:2006.10.1から順次開始、規制が開始された後に製作される新車に対する規制であり、現在使われている特定特殊自動車は引き続き使用することができます。</li> <li>事業者及び使用者の責務 法四条 特定特殊自動車からの排出ガスによる</li> </ul>	建設用重機械	施工計画時				○	発注者	工務部	適合通知書	○
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災を予防し、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること(1条)を目的とする</li> </ul>	火災警報機・消火器・避難訓練	定期検査時					総務部	手順書	○	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例 [1997/10・2008/7]	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の駐車時における原動機の停止(第34条～第36条)</li> </ul>	乗用車・ダンプトラック・重機等	使用時					工務部 総務部		○	
ファン排出抑制法(2015/4/1) 管理者(所有者)に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取り組み必要があります。</li> <li>使用時・整備時 1. 管理者の判断基準の遵守(管理者) 使用している機器の基準により、簡易点検・定期点検を行いその記録を作成し保存する。また漏洩を発見したときには、可能な限り速やかに漏洩防止措置(修繕)を行う 2. ファン・類算定漏洩量の報告(管理者) 3. 整備時におけるファン類の重点及び回収の委託</li> </ul>	業務用エアコン(定格出力2.03kw)	簡易点検(四半期ごとに1回以上)					総務部	簡易点検表	○	

確認評価日時点に於いて法令違反は無く、関係機関等からも特に指摘はなく、訴訟も同様ありませんでした。

## 代表者による全体の評価と見直しの結果

配布先	代表者による全体の評価と見直しの結果報告書	文書番号	
		—	承認
		代表者 取締役社長 天倉剛一	
見直し対象期間	2023年9月1日～2024年8月31日		
見直し実施月日	2024年9月30日 (定期・臨時)		
出席者	環境管理責任者、事務局		
提出資料名	①環境経営目標の達成状況 ②環境経営活動計画の実施及び運用結果 ③環境関連法規等の遵守状況 ④外部からの環境に関する苦情や要望 (地域住民・顧客・自治体・消費者や社会の要請等も含む) ⑤その他(法規制の動向の情報など)		
見直し結果	①環境経営方針の変更の必要性 ( <del>有り</del> ・無し ) 改善担当者:  ②環境経営目標及び環境経営計画の変更の必要性 ( 有り <del>無し</del> ) 改善担当者: 本社移転および担当者が変わった為2024年度改定  ③実施体制の変更の必要性 ( <del>有り</del> ・無し ) 改善担当者: 期限:		
総括	①前回の指示への取組結果  組織的な取り組みが継続されており、良い方向に向かっている。  ②今回の評価結果及び指示内容等  太陽光発電導入により、外部からのエネルギー供給依存を減らし、再生可能エネルギーを利用することで、長期的なエネルギーコストの削減に努めてはいますが、冷暖房の温度設定管理や不要な機器や照明の電源をこまめに切る事、資材の過剰発注を避け、それでも残った資材は再利用できるかを検討し、廃棄を最小限に抑える事、現場での廃材のリサイクルや分別を徹底する事等、社員一人ひとりがエコアクションに積極的に取り組むことで、建設会社全体のコスト削減と二酸化炭素排出量削減に貢献していきます。		

### 改訂履歴

版数	改訂理由	改訂月日	承認	作成者
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(回覧ルート)

社長→環境管理責任者→関係者招集(改善担当者及び期限記入原紙保管、コピー作成→社長及び関係部門へ配布)